

**温室効果ガス等の排出抑制に関するプロポーザルの事例等**

国土交通省におけるプロポーザル方式による設計者選定

◆関係法令、制度

○会計法 → 一般競争入札が原則(第29条の3)

○政府調達に関する協定 (条約 H7.12)

付表 1 : 適用対象となる政府機関 → 「会計法の適用を受ける全ての機関」

適用基準額 → 「45万SDR (H18-19年度: 7,200万円)」

付表 4 : 適用対象となるサービス

→ 「建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス」

※除外されるサービス: 独立して調達される次のサービス

- ・ 建築設計サービスの実施設計サービス
- ・ 契約監理サービス
- ・ 基礎及び建築構造物の建設のためのエンジニアリング・サービス、建築物の機械及び電気の設備のためのエンジニアリングデザイン・サービス又は土木建設工事のためのエンジニアリングデザイン・サービスのうちのいずれかの実施設計、仕様書の作成及び見積りの1又はこれらの組合せからなる設計サービス
- ・ 建設及び設置工事段階におけるその他のエンジニアリング・サービス

○国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (政令 H7.11)

政府調達協定その他国際約束の適用を受けるものに関する事務の取扱い

→ 予決令、予決令臨時特例の特例を定める

・ 第13条 (略) 随意契約によろうとする場合においては、予め財務大臣に協議しなければならない。(略)

・ 第13条 ただし、次に掲げる場合において随意契約によろうとするときはこの限りでない。

一 (略) 排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該相手方が特定されているとき。

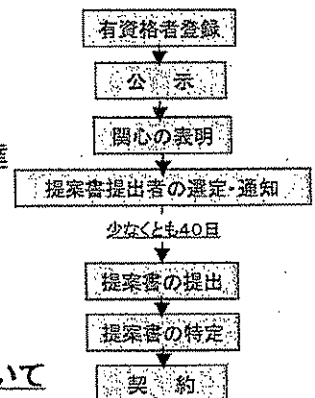
二 (以降略)

○公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画 (閣議了解 H6.1)

設計・コンサルティング業務: 基準額以上に公募型方式を導入

→ 「公募型プロポーザル方式」、「公募型競争入札方式」による調達

- ・ 調達手続の概要 (スケジュール)、有資格業者の登録、手続開始の公示、説明書の配布、提案書提出者の選定・通知及び特定、苦情処理手続



○プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について

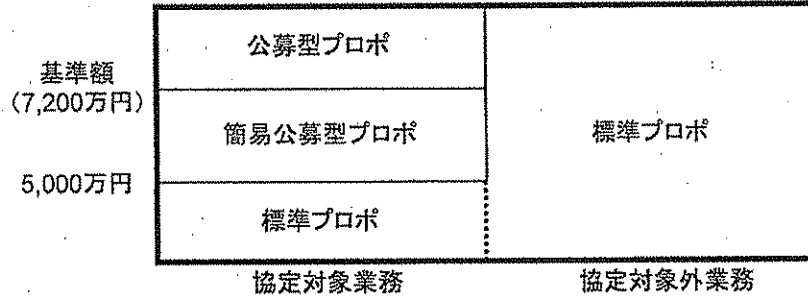
○公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の選定・特定手続について

- ・ 契約手続きは、会計法令に基づいて行う。 (通達 H6.6)
- ・ 本手続きを採用できるのは、会計法第29条の3第4項の「契約の性質又は目的が競争を許さない場合」に限定。  
対象業務 → 象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる設計業務及び高度な技術的判断を必要とする設計業務 (いわゆる設計競技方式の対象とする業務を除く。)
- ・ 公募型プロポの対象は基準額に同じ

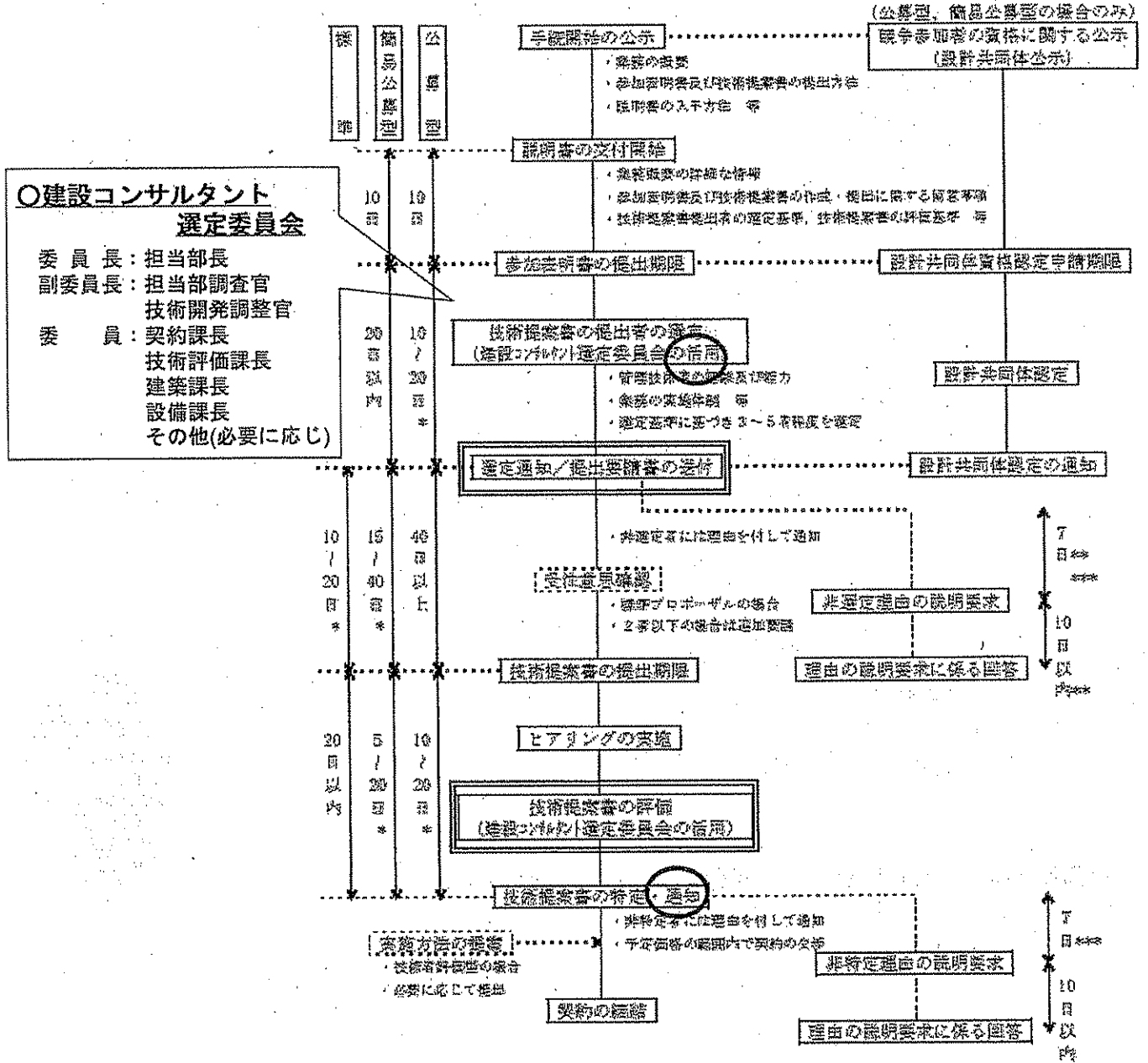
○簡易公募型プロポーザル方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続について (通達 H8.9)

- ・ 公募型方式の適用拡大 (手続の簡略化、対象金額の引下げ)

# ○プロポーザル方式の種類



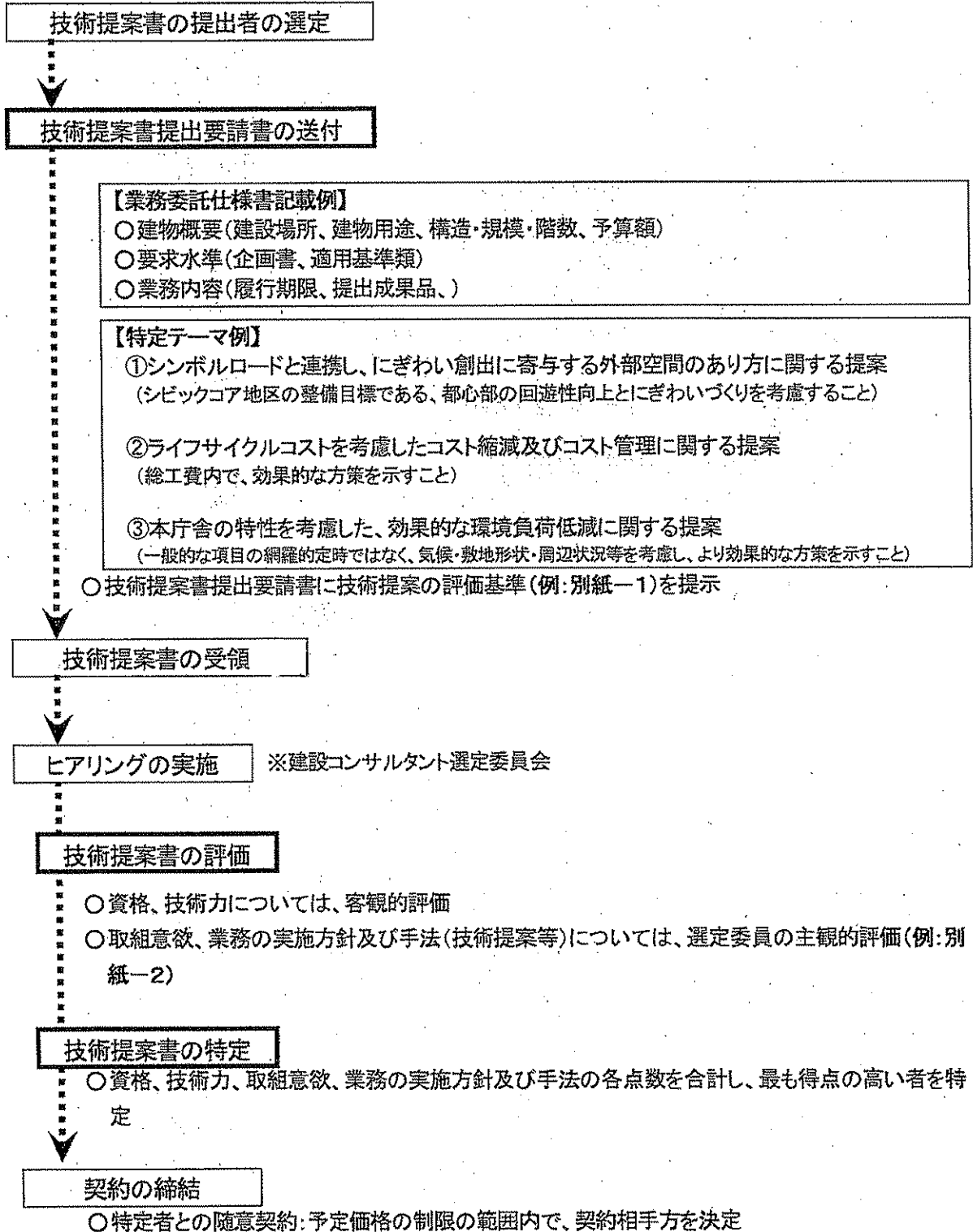
## プロポーザル方式の手続



\* 適宜縮短可能  
 \* 簡易公募型の場合は5日  
 \* 各取附書の付添に関する法律(昭和61年法律第51号)第1条に規定する行政手続の末日を含む。

## プロポーザル方式における技術提案書の評価方法について

<プロポーザル方式の手続きの流れ>



10. 技術提案書を特定するための評価基準

1) 技術提案書の評価項目、判断基準、評価のウェイトは以下のとおりである。

評価項目	評価の着目点			評価のウェイト	
		判断基準			小計
資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。	主任担当技術者 建築 3 構造 2 電気 2 機械 2 担当技術者 建築 0.5 構造 0.5 電気 0.5 機械 0.5		11
技術力	同種又は類似業務の実績 (実績の有無及び件数、携わった立場)  評価対象とする各分担業務分野の担当技術者数 建築分野: 2人 構造分野: 1人 電気分野: 1人 機械分野: 1人	以下の順で評価する。 ①同種業務の実績がある。 ②類似業務の実績がある。 上記に加え、実績の立場を下記の順で評価する。 ●管理技術者の場合 ①管理技術者又はこれに準ずる立場 ②主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③担当技術者又はこれに準ずる立場 ●主任担当技術者の場合 ①主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ②担当技術者又はこれに準ずる立場	管理技術者 4 主任担当技術者 建築 3 構造 2 電気 2 機械 2 担当技術者 建築 0.5 構造 0.5 電気 0.5 機械 0.5		15
	平成11年7月以降に担当した 地方整備局(地方建設局)発注業務の成績評価(複数の実績がある場合は、評価点の平均)	以下の順で評価する。 ①70点以上の実績がある。(加点) ②①、④以外の実績がある。(加点) ③実績が無い。(0点) ④60点未満の実績がある。(減点)	管理技術者 3 主任担当技術者 建築 3 構造 1 電気 1 機械 1		9
	経過年数	経過年数を評価する。	管理技術者 1 主任担当技術者 建築 0.5 構造 0.5 電気 0.5 機械 0.5 担当技術者 建築 0.5 構造 0.5 電気 0.5 機械 0.5		5
取組意欲		ヒアリングにより評価を行う。当該業務を実施する上での課題や問題点を把握しており、積極的に取組む姿勢がうかがわれる場合に優位に評価する。		5	5
業務実施方針及び手法 (評価にあたっては技術提案書の内容及びヒアリングの結果により総合的に判断を行う。)	業務の理解度	業務内容、業務背景、手続の理解が高い場合に優位に評価する。		5	55
	業務の実施方針	業務への取組体制、計画チームの特徴、特に重視する計画上の配慮事項等について(ただし、特定テーマに特化する内容を除く)、的確性、独創性、実現性等を総合的に評価する。		10	
	特定テーマに対する技術提案	テーマ①について、その的確性(与条件との整合性が取れているか等)、独創性(工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、既有力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に評価する。		15	
		テーマ②について、同上。 テーマ③について、同上。		15	
合計					109

技術提案に関する評価ウェイト

(4) 経歴年数

経歴年数の評価は下記による。

管理技術者の場合	
経歴年数(年)	評価点
23～	1.00
18～22	0.90
13～17	0.70
～12	0.60

それ以外の場合	
経歴年数(年)	評価点
13～	1.00
8～12	0.80
5～7	0.60
～4	0.50

(6) 取組意欲

ヒアリングの実施により、取組意欲を総合的に判断する。評価点は下記による。

評価基準	評価点
業務への取組意欲がきわめて強く感じられる。	1.0
業務への取組意欲が強く感じられる。	0.7
業務への取組意欲が感じられる。	0.4
業務への取組意欲があまり感じられない	0.1

なお、ヒアリングに出席しない場合は受注意意がないものとみなし、原則として特定しないこととする。ただし、やむを得ない理由で出席できないと判断される場合、出席できない旨及びその理由の書面での提出を認めることとし、その理由が妥当であると判断される場合は欠格とはしない。ただしこの場合、取組意欲の評価点は0点とすること。

(7) 業務実施方針及び手法

提出された技術提案書、ヒアリングの内容をふまえ、選定委員の主観的評価により総合的に判断を行う。評価点は各委員の評価点を平均して算出する(小数第2位まで(四捨五入)とする。)

評価の着目点	評価事項	各委員の評価点				
		A	A1	B	B1	C
業務の理解度	業務内容・業務背景・手続の理解度	極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
実施方針の的確性・独創性・実現性	業務の取組体制、設計チームの特徴(協力体制・業務分担体等)、特に重視する設計上の配慮事項等について、的確性、独創性、実現性を総合的に判断する。	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い
特定テーマに対する技術提案の的確性・独創性・実現性	設定したテーマに対する技術提案について、的確性(与条件との整合性が取れているか等)、独創性(工学的知見に基づく独創的な提案がされているか等)、実現性(提案が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して各提案ごとに総合的に判断する。	極めて高い	高い	普通	やや低い	低い

注) A=1.0、A1=0.8、B=0.6、B1=0.4、C=0.2

↑  
技術提案に関する採点基準